

教保体第1887-2号
平成30年3月6日

県立学校長様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策の徹底について（通知）

標記については、平成29年6月12日付け教保体第569-3号により、負傷事故防止の取組を依頼するとともに、一部の学校に対して取組状況を把握するための調査の実施したところです。

調査結果については、調査委員会への報告に利用する他、必要に応じて公表する場合があります。県内の取組状況については、依頼に基づき確実な取組が行われている学校がある一方で、適切な取組が行われていない学校もありました。

つきましては、改めて下記の内容を御確認の上、負傷事故の防止対策を徹底していただくようお願いします。

記

1 適切な清掃の実施（水拭き及びワックス掛けの禁止）

○調査結果より得られた各学校の取組事例

- ・授業及び部活動の開始もしくは終了後に、モップの乾拭きを指導・実践させている。
- また、モップの保管場所は体育館の隅に設置し、「注意事項」の張り紙とともに、整理・整頓を指導している。
- ・体育館の掃除手順を書面にし、清掃担当者及び部活動顧問間に周知し、清掃を実施している。
- ・サンダー掛け等の清掃費用を確保することが難しく、日常清掃では取りきれない汚れを除去するため、最小限の水分量で体育館用ワックス掛け清掃を行っている。

【通知文より取組1部分を抜粋】

日常清掃及び特別清掃^{※1}により、体育館の木製床を清潔に保つ。その際、水分の影響を最小限にする。

水拭き及びワックス掛けはフローリング等の不具合発生の観点からは、行うべきではないことなど、報告書を参考にして適切な清掃の方法を定め、書面にすることにより、実際に清掃を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。なお、やむを得ず体育館にワックスを使用する場合には、それに伴うフローリングへの水分の影響を最小限とするよう注意する。

※1 日常清掃では取りきれない汚れを除去するために数か月に一度行う清掃

2 日常点検・定期点検の実施、記録の保管及び速やかな応急処置

○調査結果より得られた各学校の取組事例

- ・清掃時と部活動終了時に日常点検を実施、毎月 20 日に定期点検を実施している。異常の有無を記録し、応急処置をする場合は、教頭に報告し速やかに対応をしている。
 - ・毎朝の見回りと体育の授業前に異常がないか目視を実施。
- 月に一度定期に体育館責任者が点検し、点検結果を記録。不具合があった場合は、教頭が確認し、修理依頼を早急に行う。

【通知文より取組 2 部分を抜粋】

日常的、定期的に点検を行い、その実施した記録を保管する。報告書を参考にして点検記録表を作成し、点検項目及び方法について実際に点検を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。

フローリング等の不具合を発見した場合には、速やかに応急処置又は補修を行うほか、必要に応じて専門業者に相談して補修又は改修を行う。また、事故が発生した場合に事故原因の事後的な検証を行うことができるよう、フローリング等の不具合を把握した場合には、写真を撮影する等の方法で不具合の内容を記録し、不具合の位置や箇所数とともに記録し保管する。

さらに、体育館ごとに、体育館の適切な維持管理についての責任者を定め、当該責任者に、点検の実施やフローリング等の不具合について責任を持って対応に当たらせる。

3 施設利用における注意事項の利用者への周知

○調査結果より得られた各学校の取組事例

- ・体育館入口に注意事項を掲示している。また、年度当初、注意事項を施設利用者会議で確認している。
- ・教員より生徒に対して口頭での周知が行われた。併せて、施設利用上の注意事項を記載した張り紙を行った。

【通知文より取組 5 部分を抜粋】

報告書を参考にして施設利用時の注意事項を作成し、体育館の利用者の目に付く場所に掲示するなどして、利用者に対して分かりやすく伝える。

※ 「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について」に関する通知は、埼玉県のホームページで閲覧することができます。

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/hotai-tsuchi.html>)

また、その他参考となる資料も添付しますので、御確認ください。

【参考 1】簡易診断シート

【参考 2】施設利用上の注意事項（例）

【参考 3】消費安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書「体育館の床板の剥離による負傷事故」

【参考 4】ナショナルトレーニングセンター（NTC）共用コート事故原因調査等委員会報告書

（担当）

保健体育課健康教育・学校安全担当

電話 048-830-6964（直通）

簡易診断シート

点検年月日： 年 月 日

点検担当者：

部位	※	点検内容	点検結果		備 考
①床面塗装	☆	床面がすべり過ぎますか	すべり過ぎる	問題なし	
	☆	床面がすべらなさ過ぎますか	すべらなさ過ぎる	問題なし	
		ワックスを使用していますか	使用している	していない	
		塗装面の光沢が減少していますか	減少している	問題なし	
		塗装面が摩耗していますか	摩耗している	問題なし	
		塗装面に傷がありますか	ある	ない	
		塗装面がはがれていますか	はがれている	いない	
②フローリング	☆	傷・割れがありますか	ある	ない	
	☆	反り・浮き・目違いがありますか	ある	ない	
	☆	木栓(ダボ)の浮き・抜けがありますか	ある	ない	
	☆	床鳴りする所がありますか	ある	ない	
	☆	ゆるみ・たわみがありますか	ある	ない	
		ポールが適正に弾みますか	弾まない	適正に弾む	
③床金具類	☆	ゆるみ・浮き・ずれがありますか	ある	ない	
	☆	体育器具のぐらつきがありますか	ある	ない	
④床下		水たまり・湿気がありますか	ある	ない	
		カビ臭いですか	カビ臭い	カビ臭くない	
		支持脚の浮き・曲がりがありますか	ある	ない	
その他	☆	その他の不具合がありますか	ある	ない	
※ ☆印の項目は日常点検項目					

管理者点検の結果専門業者の判断が必要と判断される場合は早めにご相談下さい。

施設利用上の注意事項（例）

- 1 . 体育館の利用の際は、体育館の木製床に不具合を生じさせないようにするため、床板への水分の影響を最小限にするよう御協力ください。
水分補給以外の飲食は御遠慮ください。なお、水分補給は蓋付の飲料としてください。
汗等はすぐに拭き取ってください。
- 2 . 体育館の木製床の保護のため、衝撃や傷などに御注意ください。
体育館内は、土足禁止です。室内用の運動靴を履いて御利用ください。
やむを得ず土足で利用する場合や椅子を使用する場合にはフロアシートを敷いてください。
重量物の運搬・設置の際には合板を敷くなど、衝撃や傷などに御注意ください。
体育館の木製床にテープを貼る場合、必ず専用のラインテープを貼り、
使用後は速やかに剥がしてください。
傘などの尖った物、硬い物の持ち込みはしないでください。
- 3 . 体育館の使用後は、体育館専用のモップで乾拭きをしてください。
水拭きは避けてください。
ワックス掛けは避けてください。
- 4 . 床板の傷や割れなどを放置すると危険です。床板の傷、割れ等の異常を発見した場合は、係員にお知らせください。